

(旧) 公立大学法人大阪府立大学年俸制教員の給与に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学年俸制教員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第14条に基づき、年俸制教員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(号数の決定及び改定)

第2条 旧給与規程第4条に規定する基本年俸額の号数及び区分については次の各号に定めるところによる。

- (1) 号数の決定は 理事長が定める方法により決定する。
- (2) 任期中に号数の変更は行わない。ただし、区分換え（標準の区分から+1の区分への変更）は行うことができる。
- (3) 前号の区分換えは号数決定後1年経過後の4月1日に特別の事情があると認められる場合に適用する。
- (4) 旧給与規程第4条に規定する当該教員の業績、予算等を勘案して特別の事情があると認められる場合は、前号を適用された後さらに1年経過後に直近上位の号数の基本年俸額に改定することができる。
- (5) 前号の変更は採用の日から5年を超える者には実施しない。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。